

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 28 日

都 道 府 県  
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中  
特 別 区

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 障害児支援主管部（局） 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和 2 年 5 月 4 日付け事務連絡）」に関する Q & A（障害児入所施設関係）について

障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応については、「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和 2 年 5 月 4 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡。以下「5 月 4 日付け事務連絡」という。）」においてお示したところです。

また、障害児入所施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）や「福祉型障害児入所施設における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について」（令和 2 年 4 月 14 日付け厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡）等においてお示してきたところですが、5 月 4 日付け事務連絡を踏まえ、障害児入所施設における取扱いについて、別添のとおり Q & A を送付いたします。

つきましては、管内の障害児入所施設に対する周知をお願いするとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含み、指定都市、児童相談所設置市を除く。）への周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、新型コロナウイルス感染症対策推進本部に協議済みであることを申し添えます。

問 障害児入所施設で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応如何。

(回答)

5月4日付け事務連絡により障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応が示されたところである。

障害児入所施設の入所児童について、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合については、感染症法に基づく入院措置が行われることとなるが、「軽症者等」（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）本文にいう「高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方」をいう。以下同じ。）については入院しない場合があり、障害児入所施設内で療養する場合に備え、当該事務連絡を参考に、必要な準備や感染症対策等を行うこと。

その際、福祉型障害児入所施設は、主として対象としている障害種別によって看護職員の配置が必須とされていない等、障害者支援施設とは環境が異なる点があることを踏まえ、特に、以下の点について留意すること。

(医療との連携体制の確保)

福祉型障害児入所施設内で療養する場合には、医師や看護職員等の訪問による診療や看護が必要となるため、管理者はあらかじめ協力医療機関等と相談し、医療との連携体制の確保について検討しておくこと。

一方で、医療型障害児入所施設の入所児童は基礎疾患を有していることから、各自治体においては、あらかじめ、地域の医療型障害児入所施設と十分協議した上で、障害特性を踏まえた入院ができる感染症指定医療機関等の確保について検討しておくこと。

(障害児入所施設内での療養を行うことが考えられる入所児童が発生した場合の対応)

PCR検査の結果が陽性であることが確認され、かつ、当該入所児童を診察した帰国者・接触者外来等から、入院を要する症状でないと判断され、障害特性などから障害児入所施設内での療養も考えられる旨の連絡があった入所児童であっても、上記の医療との連携体制の確保、人員体制の確保、患者・濃厚接触者・その他の人の生活空間等の区分け（いわゆるゾーニング）の方法などの状況も十分に勘案しながら、障害児入所施設内での療養を行うことについて、保健所は、管理者と相談の上、最終的な検討を行うこととなる。

この際には、措置による入所児童については児童相談所と、契約による入所児童については保護者との間で、どのような対応をとるか協議及び説明をする必要があることに留意すること。

また、管理者は、当該障害児入所施設で実施可能な医療との連携体制、人員体制、障害児入所施設の構造を踏まえた生活空間等の区分けの方法、感染した児童以外の入所児童の基礎疾患の状況などについて、保健所に的確に伝えること。

なお、医療型障害児入所施設については、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」（令和2年4月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から発出されている医療機関向けの院内感染対策の事務連絡にも留意すること。